

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	衛生プラント
委託業務名	南部衛生プラント稼働停止運転管理業務
委託業務場所	大津市羽栗一丁目
概要	令和 3 年度末で南部衛生プラントの操業が終了したことに伴い、施設内に残る残液、汚泥及び薬品等を適正に処理し、効率的に施設を閉鎖するため、プラント設備を稼働しつつ、最終、施設の稼働停止を行う。
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	13,013,000 円
契約の相手方	[所在地] 大津市羽栗一丁目 11 番 6 号 [名称] 有限会社 滋賀総業
契約相手方の選定理由	本業務は、令和 4 年 3 月 3 1 日で操業を停止した南部衛生プラントに既に搬入されている、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理はもとより、処理後の残液、汚泥及び薬品等を適正に処理し、地元住民の生活環境や衛生面に支障がない状態で稼働を停止させるためのものである。この稼働停止に向けた運転管理は、通常処理の運転とは異なり、各処理段階における水質をはじめ放流水や汚泥の状態を確認しながら、各設備の条件や薬液等の投入量を調整するなど運転操作が複雑であり、水質の変化や異常に対して施設全体を理解した上で的確な操作・調整が求められることから、平成 5 年から現在に至るまで 29 年間、南部衛生プラントの運転管理業務を受託し、当該施設の運転管理における知識、経験、運転技能を蓄積している唯一の業者である上記業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。